平成２６年（フ）第８３５号
千葉市中央区村田町79番地１　ソレアードＣ101号
債務者　木村　千春（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６１号
滋賀県甲賀市水口町朝日が丘２番４―201号
債務者　大北　里志
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７７号
兵庫県加古川市東神吉町砂部33番地の30
債務者　大切　弘明
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市夢前町宮置503番地５
債務者　濱崎　幸介
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７５号
香川県坂出市瀬居町1466番地２
債務者　濱田佐知子
１　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１９５号
福岡県久留米市津福本町52番地６　パールハイツ203号
債務者　暮林　栄鯉
１　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２０５号
福岡県久留米市山川安居野２丁目１番19号
債務者　田村　佳恵
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４５号
長崎県長崎市戸町３丁目26番32号、旧住所長崎県長崎市戸町３丁目26番31号　８号
債務者　渡辺　茂雄
１　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
沖縄県島尻郡伊是名村字伊是名777番地
債務者　東江　良修
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３０号
沖縄県名護市字宇茂佐1703番地45　アフロハイツ715号
債務者　宮城　敦史
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３７号
沖縄県名護市東江５丁目５番35―305号　東江ビル
債務者　岸本　麻希
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３８号
沖縄県国頭郡恩納村字冨着218番地
債務者　喜納千代子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３９号
沖縄県名護市宮里１丁目１番24―201号双葉香丘荘
債務者　宮里　正勝
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第４０号
沖縄県名護市大北４丁目26番８号
債務者　金城　　操
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第４１号
沖縄県名護市大東２丁目10番14―101号さくらマンション
債務者　喜友名盛経
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１０２号
北海道余市郡余市町大川町５丁目27番地
債務者　福井　　勉
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０４号
北海道余市郡余市町大川町８丁目38番地　ＯＧマンション103号、前住所北海道余市郡余市町富沢町３丁目23番地36
債務者　中野　雅彦
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部